平成18年度

包括外部監查報告書(指摘・意見一覧)

平成 19 年 2 月

東京都

本書は、包括外部監査人から提出された「平成18年度包括外部監査報告書」 の指摘、意見を一覧として、東京都において印刷したものである。

目 次

中小企業対策に関する事業の管理及び財務事務の執行に

いて	C	ついて	つ
旨 摘(1-1) 制度融資貸付金の平成 17 年度末返済額の減額処理に係る誤謬の	新(1-1)	指 摘	‡
修正について9			
指 摘(1−2) 高度化資金貸付金(旧 A 方式及び B 方式統合)及び三宅島噴火	新(1-2)	指 摘	‡
等利子補給基金貸付金の平成 17 年度末返済額の減額処理に係る			
誤謬の修正について10			
	新 (1-3)	指 摘	1
重複表示について11			
	新(1-4)	指摘	‡
			1
貸付金の平成17年度末返済額の減額処理に係る誤謬の修正に			
ついて			
	新(1-6)	指摘	‡
	,		-
係る誤謬の修正について	,	***	,
	新(1-8)	指 摘	‡
T	,	***	,
	新(1-9)	指摘	‡
			-
	., (=	3 ,5	,
	₹ (1 — 1)	意見	Ī
			,
	新(1-12)	指摘	‡
			-
		-	
	n, (1 1 1 /) E 11E1	.1
************************************	∄ (1 — 3)	音 目	ā
記 兄 (1-3) 真竹儿及び慎権の依然の分類に強による慎権自建の儿夫につい て	L (I J)	心 兀	,,
ま 見 (1-4) 設備近代化資金貸付金に生じている回収延滞について 18	∄ (1 — 4)	音 見	i
<u> ^ </u>	u (1 T/	100 70	ı,

意	見	(1-5)	複式簿記と発生主義による新たな公会計制度を活用した誤謬発
			生防止について19
意	見	(1-6)	新たな公会計制度の期首残高の精査について19
意	見	(1-7)	新たな公会計制度における貸倒引当金の計上について 19
意	見	(1-8)	債権管理の重要性に関する産業労働局内の認識の徹底について
意	見	(1-9)	年度末以前に代位弁済が発生した償却時補助金に対する引当金
			の計上について
指	摘	(1-15)	東京都工場アパート建設支援貸付金に係る処理の誤謬の修正に
			ついて
指	摘	(1-16)	委託事業費に含まれる管理費相当額の見直しについて 22
意	見	(1-10)	公社が一般会計で行う自主事業の管理に関する産業労働局の指
			導について
意	見	(1-11)	公社の一般会計の明瞭化について23
意	見	(1-12)	プロジェクトチームの立ち上げなどによる財団法人東京都中小
			企業振興公社の管理の改善について23
意	見	(1-13)	補助金で賄われている公社管理費の自主事業による適切な負担
			と管理費節減に対する動機付けについて24
意	見	(1-14)	創業支援機能運営事業の入居者からの未収賃料に対する管理の
			一層の充実について25
意	見	(1-15)	創業支援機能運営事業の有効性、経済性の観点からの見直しに
			ついて
指	摘	(1-17)	収益納付額の算定誤りについて
意	見	(1-16)	審査を通過した後に中止・取消しを行う案件の減少努力につい
			T
指	摘	(1-18)	貸与先の決算書入手等による債権管理の充実について 27
意	見	(1-17)	公社におけるキャッシュ・フロー計画の作成について 28
意	見	(1-18)	公社の債権管理と資金計画に関する産業労働局の指導監督につ
			いて
意	見	(1-19)	資本コストの回収を意識した東京都の管理について29
意	見	(1-20)	都立産業貿易センターの利用者拡大の推進及び稼働率向上に向
			けた取組みについて29
意	見	(1-21)	施設内食堂施設の有効性と経済性の向上について
意	見	(1-22)	行政コスト計算書における監理団体に対する補助金及び委託費
			の表示について30

意	見	(1-23)	監理団体を連結した貸借対照表、行政コスト計算書、キャッシ
			ュ・フロー計算書の作成について31
指	摘	(1-19)	公社に対する役員報酬等の補助金区分について31
意	見	(1-24)	外部事業費補助団体に対する補助金の区分表示について 31
意	見	(1-25)	利用対象者と利用者サービスをより意識した総合相談事業の活
			性化について
意	見	(1-26)	公社 1 階ホールの案内方法の改善について
意	見	(1-27)	中小企業リバイバル支援事業の方向性の明確化等について33
意	見	(1-28)	個人単位にアカウント付与を規定化することについて 34
意	見	(1-29)	アカウント管理台帳の整備について34
意	見	(1 - 30)	運用管理規程の作成について34
意	見	(1-31)	貸金業管理システム情報セキュリティ実施基準の充実について
意	見	(1-32)	利子補給管理システムのアカウント管理について35
意	見	(1 - 33)	より費用対効果を考慮した広報用印刷物の管理について36
意	見	(1 - 34)	インターネット情報の更新について36
意	見	(1 - 35)	ホームページによる、より有効な情報提供について36
意	見	(1 - 36)	監理団体のホームページを含めた一元的情報提供の実現につい
			7
意	見	(1 - 37)	総務部と各部所との一層の連携による一元的かつ効果的な広報
			の実施について37

観光振興対策に関する事業の管理及び財務事務の執行に

	ヽて	○ V
財団法人東京観光財団への委託事業に係る管理費の改善につい	摘(2-1)	指
て41		
財団法人東京観光財団の決算書の明瞭化について41	見 (2-1)	意
財団法人東京観光財団に対して特命随意契約を締結する理由の	見 (2-2)	意
合理性について42		
海外シティプロモーション事業の事後評価方法の明確化につい	見 (2-3)	意
て		
メディアを利用したキャンペーンの費用対効果について 43	見 (2-4)	意
より有効な海外旅行エージェントの招聘等の実施と事業の効果	見 (2-5)	意
測定について44		
東京観光くちコミ大作戦事業の抜本的見直しについて 44	摘(2-2)	指
東京国際アニメフェア運営状況に関する情報提供について45	見 (2-6)	意
アニメ常設展示事業の利用方針並びに東京都とアニメ業界との	見(2-7)	意
役割分担の明確化について46		
東京都庁内の地域特産品売店との連携について47	見 (2-8)	意

雇用就業対策に関する事業の管理及び財務事務の執行に

つV	· τ		49
意	見(3-1)	都立技術専門校のコスト把握について	51
指	摘(3-1)	都立技術専門校の材料品等の管理について	51
意	見 (3-2)	飯田橋技術専門校有明分校の施設費の軽減について	52
意	見 (3-3)	ビルクリーニング管理科の移設等について	52
意	見 (3-4)	民間の専門学校等でも行われている訓練科目の見直しについ	いて
			53
意	見 (3-5)	都立技術専門校の不合格者に対するフォローについて	53
意	見 (3-6)	東京都、財団法人東京しごと財団及び区市町村との一層の連	擔
		によるシルバー人材センター事業の効果的かつ適切な管理に	_つ
		いて	54
指	摘(3-2)	東京都職業能力開発協会に対する補助金の交付要綱及び補助	J方
		式の見直しについて	55
意	見 (3-7)	情報開示に関する指導について	56
意	見 (3-8)	身元保証制度の周知方法の改善について	56
意	見 (3-9)	育児・介護休業者融資制度のより効果的な広報について	57
意	見 (3-10)	シルバー人材センター運用資金貸付金の預託金の減額につい	いて
			57
意	見 (3-11)	心身障害者職能開発センターで行う職業訓練について	58
意	見 (3-12)	東京都労働資料センター事業の見直しについて	58
意	見 (3-13)	パートアドバイザー制度の業務実施方法の改善について	59
意	見 (3-14)	東京都しごとセンターに指定管理者制度を導入することの、	目
		的と効果を明確にした上での再検討について	59

7管理について61	†団法人東京し	財団
分担している高年齢者向けサービスコ	見 (4-1) ハ	意見
63		
名競争入札による入札の実効性確保に	見(4-2) 類(意見
63	71	
就業支援事業委託費の算定について	見 (4-3) よ	意見
64		
7価格の算定方法について 64	見 (4-4) 平	意見
の保存について 65	見 (4-5) 予治	意見
一人材センター連合事業の明瞭化につ	見 (4-6) 一	意見
65	V 1.	
65	摘(4-1) 退	指 指
D決算書に計上されている著作権につ	見(4-7) 財[意見
66	V).	

中小企業対策に関する事業の管理及び 財務事務の執行について 指 摘(1-1)制度融資貸付金の平成17年度末返済額の減額処理に係る誤謬の 修正について(本文43頁)

制度融資貸付金につき、平成 17 年度末に返済された 122,900 百万円について「公有財産、債権及び基金増減異動通知書」上での貸付金の減額処理が漏れたため、入金処理を基礎に作成される平成 17 年度の「東京都一般会計歳入歳出決算書」(以下「一般会計決算書」という。)には誤謬が生じていないものの、平成 17 年度の「東京都各会計歳入歳出決算附属書類」(以下「決算附属書類」という。)の「財産に関する調書」のうち、債権の欄に計上された制度融資貸付金残高には、122,900 百万円の誤謬が生じており、債権残高及び増減額を修正する必要がある。

(表)制度融資貸付金の平成17年度末に減額処理が漏れた金額 (単位:百万円)

区分	「決算附属書類」に 計上された金額	減額処理が 漏れた金額	修正後の金額
東京信用保証協会	164,834	0	164,834
信金中央金庫	398,727	121,011	277,716
商工組合中央金庫	5,476	1,889	3,587
合計	569,037	122,900	446,137

⁽注) 1 「決算附属書類」には、合計額のみが記載されている。

⁽注) 2 「決算附属書類」は、円単位で記載されているが、ここでは百万円単位(単位未満切り捨て)で記載している。

指 摘 (1-2) 高度化資金貸付金 (旧 A 方式及び B 方式統合) 及び三宅島噴火 等利子補給基金貸付金の平成 17 年度末返済額の減額処理に係る 誤謬の修正について (本文 44 頁)

高度化資金貸付金(旧A方式及びB方式統合、以下「AB統合高度化資金貸付金」という。)及び三宅島噴火等利子補給基金貸付金につき、平成17年度末に返済された729百万円と1,000百万円につき「公有財産、債権及び基金増減異動通知書」上での貸付金の減額処理が漏れたため、入金処理を基礎に作成される平成17年度の「中小企業設備導入等資金会計歳入歳出決算書」(以下「特別会計決算書」という。)には、この誤謬が生じていないものの、「決算附属書類」の「財産に関する調書」の債権の欄に計上されたAB統合高度化資金貸付金と三宅島噴火等利子補給基金貸付金の残高及び増減額に誤謬が生じており、修正する必要がある。

(表) 高度化資金貸付金の平成17年度末に減額処理が漏れた金額 (単位:百万円)

区分	「決算附属書類」に 計上された金額	減額処理が 漏れた金額	修正後の金額
AB 統合高度化資金 貸付金	26,708	729	25,979
中心市街地商業活性 化推進基金貸付金	1,000	0	1,000
三宅島噴火等利子補 給基金貸付金	1,000	1,000	0
合計	28,708	1,729	26,979

- (注) 1 「決算附属書類」は、円単位で記載されているが、ここでは百万円単位(単位未満切り捨て)で記載している。
- (注) 2 滞納(収入未済)額については、東京都の事務処理上、貸付金から除くこととされているが、ここでは貸付金に含めた金額を記載している。

なお、滞納(収入未済)額の処理及び管理については、別途記載している。

指 摘 (1-3) 高度化資金貸付金 (旧 A 方式及び B 方式統合) に係る貸付金の 重複表示について (本文 44 頁)

東京都の事務処理上、滞納(収入未済)額は、貸付金から除くこととされているが、平成17年度末の高度化資金貸付金(旧A方式及びB方式統合)の収入未済の金額は、「決算附属書類」の「財産に関する調書」において、貸付金残高に含まれて記載されており、この処理においても誤謬が発生しているため、修正する必要がある。

なお、平成 17 年度に、貸付金と重複して記載されている収入未済額の金額は、 112,072 千円である。

指 摘 (1-4) 二重に行った調定の修正について(本文 45 頁)

産業労働局においては、高度化資金貸付金(旧A方式及びB方式統合)に関して、本来収入未済額の入金とすべきものを、平成16年度に856千円、平成17年度に995千円、新たに調定を行って入金している。

その結果、それぞれの年度における歳入金額に誤りはなかったものの、平成 16年度の調定額が 856 千円、平成 17年度の調定額が 1,852 千円過大となっており、修正する必要がある。

指 摘 (1-5) 設備近代化資金貸付金、設備導入資金貸付金及び設備貸与資金 貸付金の平成 17 年度末返済額の減額処理に係る誤謬の修正につ いて(本文 45 頁)

設備近代化資金貸付金、設備導入資金貸付金及び設備貸与資金貸付金につき、平成 17 年度末に歳入調定し、返済された金額について、「公有財産、債権及び基金増減異動通知書」上での貸付金の減額処理が漏れたため、入金処理を基礎に作成される平成 17 年度の「特別会計決算書」には、この誤謬が生じていないものの、平成17 年度の「決算附属書類」の「財産に関する調書」のうち債権の欄に計上された設備近代化資金貸付金 880 千円、設備導入資金貸付金 421,181 千円及び設備貸与資金貸付金 349,011 千円が誤謬となっているため、債権残高及び増減額を修正する必要がある。

(表) 設備近代化資金貸付金等の平成17年度末に減額処理が漏れた金額

(単位:千円)

区分	「決算附属書類」 に計上された金額	減額処理が 漏れた金額	修正後の金額
設備近代化資金貸付金	929,742	880	928,862
設備導入資金貸付金	1,259,060	421,181	837,879
設備貸与資金貸付金	835,996	349,011	486,984
合計	3,024,799	771,072	2,253,726

- (注) 1 「決算附属書類」は、円単位で記載されているが、ここでは千円単位(単位未満切り 捨て)で記載している。
- (注) 2 設備近代化資金貸付金に係る滞納(収入未済)額の処理及び管理については、別途記載している。

指 摘 (1-6) 設備近代化資金貸付金に係る貸付金の重複表示について (本文 46頁)

東京都の事務処理上、滞納(収入未済)額は、貸付金から除くこととされているが、設備近代化資金貸付金の収入未済額は、過年度から「決算附属書類」の「財産に関する調書」において、貸付金残高から控除されておらず、この処理においても誤謬が発生しているため、修正する必要がある。

なお、平成 17 年度に、設備近代化資金貸付金に係る滞納(収入未済)額とされている金額は、898,394 千円である。

指 摘(1-7) 同和産業振興資金貸付金の平成 17 年度末返済額の減額処理に係る誤謬の修正について(本文 46 頁)

同和産業振興資金貸付金残高について、平成 17 年度末に返済された 641 百万円 につき、「公有財産、債権及び基金増減異動通知書」上での貸付金の減額処理が漏れたため、入金処理を基礎に作成される平成 17 年度の「一般会計決算書」には誤謬は生じなかったものの、平成 17 年度の「決算附属書類」の「財産に関する調書」のうち債権の欄に計上された同和産業振興資金貸付金残高に、641 百万円の誤謬が生じており、債権残高及び増減額を修正する必要がある。

(表) 同和産業振興資金貸付金の平成17年度末に減額処理が漏れた金額

(単位:百万円)

「決算附属書類」に 計上された金額	減額処理が漏れた金額	修正後の金額
2,150	641	1,509

(注)「決算附属書類」は、円単位で記載されているが、ここでは百万円単位(単位未満切り捨て)で記載している。

指 摘(1-8)産業労働局の組織としての誤謬発生防止の仕組みの整備について (本文 47 頁)

東京都の事務手続き上、徴収すべき歳入の金額が確定したときは、直ちに当該歳 入について調定することとされており(東京都会計事務規則第22条第1項)、年度 内に返済が予定される貸付金は歳入調定され、貸付金としてではなく、収入未済額 として管理され、入金した場合には、収入未済額の入金として処理されることとな る。

したがって、調定された金額は、当然貸付金から減額するために、「公有財産、 債権及び基金増減異動通知書」により処理する必要があるが、産業労働局において は、年度末の返済予定額の調定手続きは行ったものの、貸付金の減額処理は、入金 に関する事務上の処理日である翌年度に処理すれば足りると誤認していた。

産業労働局が所管する貸付金に関しては、減額処理が漏れたことによる誤謬が「財産に関する調書」に複数生じたことに加えて、収入未済額を貸付金に含めて記載する誤謬などが生じており、事務手続きを組織として検証する仕組み、事務の引継ぎ、会計事務手続きに関する研修などが不十分であったと考えられるため、債権の事務処理及び管理に関する規程の整備などにより、改善する必要がある。

- 指 摘 (1-9) 制度融資貸付金に係る管理の改善について (本文 47 頁) 制度融資貸付金については、次の点につき管理の改善が求められる。
- ア 制度融資貸付に係る管理簿が作成されておらず、したがって年度末における管理簿と預金通帳及び決算残高明細の照合がなされていないこと。
- イ 年度末において、貸付先と残高確認を行っていないこと。
- ウ 債権残高の趨勢分析が不十分であること。
- エ 「決算附属書類」の基礎となる「公有財産、債権及び基金増減異動通知書」の 作成に際し、複数者での金額確認などが不十分であること。

これらは、貸付金の管理と決算処理事務手続の基本的な事項であり、速やかに改善する必要がある。

- 指 摘 (1-10) 高度化資金貸付金の債権管理の改善について (本文 48 頁) 高度化資金貸付金については、次の点につき管理の改善が求められる。
- ア 年度末における貸付金補助簿と残高明細の照合がなされていないこと。
- イ 貸付金の残高集計に当たって、入金予定貸付金の入金記帳がない場合には、回 収漏れ及び記帳漏れがないか検討する必要があるが、その手続きが不十分であ ること。
- ウ 年度末残高の回収可能性の検討の基礎として貸付金明細表が利用されていないこと。
- エ 「決算附属書類」の基礎となる「公有財産、債権及び基金増減異動通知書」 の作成に際し、複数者での金額確認などが不十分であること。

高度化資金貸付金には、後述するように回収に懸念が生じているものがあり、以上のような事項は、債権の確実な回収のための管理が不十分であることにつながるため、速やかに改善する必要がある。

指 摘 (1-11) 監理団体との取引、債権債務の整合性の十分な確認について (本文 48 頁)

産業労働局の監理団体である財団法人東京都中小企業振興公社(以下「公社」という。)に対する三宅島噴火等利子補給基金貸付金 1,000 百万円については、公社の決算においては借入金が返済されたことになっており、産業労働局と公社との債権債務の残高の記載が不一致となっている。

監理団体との取引、特に金銭の貸借に関する取引については、年度末で両者の金額が一致している必要があるのは当然であり、今後は十分に確認する必要がある。

意 見(1-1) 東京都中小企業団体中央会との連携による管理の充実について (本文 48 頁)

高度化資金貸付金の貸付先は中小企業の組合であり、組合の構成員である企業の うちには、後継者問題等により、廃業その他で組合を脱退するものもあり、脱退者 の返済義務の履行が事実上困難になることが、返済を猶予する一因となっている。

東京都中小企業団体中央会(以下「中央会」という。)は、中小企業の組織化を 推進し、その連携を強固にすることにより、中小企業を支援することを目的とする 団体であり、組合への貸付を目的とする高度化資金貸付に特有の問題について、中 央会による貸付先への一層の支援・指導を求めるなど、中央会との連携により、産 業労働局は債権管理の充実と回収の促進を図ることが望ましい。

指 摘 (1-12) 滞納 (収入未済) 額に関する管理の改善について (本文 49 頁) 産業労働局においては、近代化資金貸付金に係る収入未済額とされている金額 898,394 千円の債権の詳細が把握できておらず、延滞債権とされている金額 916,523 千円との間に 18,129 千円の乖離が生じているが、この乖離がどの貸付先 に対するものかについて、原因が分析できていない。

差額が発生した理由としては、高度化資金貸付金(旧 A 方式及び B 方式統合) と同様に、産業労働局における管理が不十分であったことが考えられる。産業労働 局において、設備近代化資金に係る滞納(収入未済)額の内訳を分析すると同時に、 今後の管理の改善を図る必要がある。 意 見(1-2)同和産業振興資金貸付金残高の把握・管理について(本文 49 頁) 平成 17 年度末において、同和産業振興資金貸付金残高に誤謬が生じていたが、 この誤謬が生じたことの一因は、貸付金残高を金融機関と確認していないこと、さ らに産業労働局が金融機関の資金貸付金残高を毎月把握していないことにある。

同和産業振興資金貸付金残高は、制度の趣旨から判断して、実際に金融機関が当該制度に基づいて企業に貸し付けている金額と連動していることが本来であり、金融機関から毎月報告を求めて、月単位で残高を把握し、連動させていくことが望ましい。

指 摘 (1-13) 貸付先が破綻した債権の不納欠損処理について(本文 50 頁) 高度化資金貸付金の平成 17 年度未残高のうち、B 方式による次のものは、貸付 先が破綻していて回収可能性が全くない。

(表) 貸付先が破綻しており回収見込みのない債権

(単位:千円)

貸付先	貸付年度	当初貸付 金額	平成 17 年 度末金額	貸付先の状況
	昭和 45 年度	1,066	156	平成2年の1,792円を最後に2口
a	昭和 46 年度	2,215	776	とも全く返済なし。
b	昭和 58 年度	7,966	6,095	昭和60年自己破産申立 平成6年破産終結決定 平成6年の118千円を最後に以後 全く返済なし。
合計		11,247	7,029	

B方式の債権は、債権者である独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)に管理責任があることや、債権者が広域にわたる場合があるため、機構や他の地方公共団体との調整が難しいこともあり、処理がなされていない旨が説明されたが、a 及びb に対する貸付金は、最終弁済年がそれぞれ平成 2 年と平成 6 年であり、現在においては全く回収可能性がないため、不納欠損処理を行う必要がある。

指 摘(1-14)破綻先債権に関する年度末ごとの状況把握と引継ぎについて (本文51頁)

B 方式による高度化資金貸付金のうち、c に対する貸付金については、貸付先が平成 7 年に破綻していて、連帯保証人から少額の返済がなされている状況が続いている。

(表)貸付先が破綻し、連帯保証人から少額の入金がある貸付金 (単位:千円)

貸付先	貸付年度	当初貸付 金額	平成 17 年度 末金額	貸付先の状況
	平成6年度	102,749	48,135	平成7年自己破産申立
С	平成6年度	57,213	51,491	平成 12 年最後配当 以後は、連帯保証人が返済。 平成 17 年度の東京都への返済 実績は 317 千円
合計		159,962	99,627	

当該貸付の経緯に係る記録は、連帯保証人との交渉過程に係るものも含め、平成 12 年度以降作成されておらず、産業労働局内における引継ぎなど管理は不十分で ある。

破綻先債権については、毎期貸付先の状況を把握して文書で引継ぎ、債権管理を 充実する一方、回収が不能となった場合には、不納欠損処理を行う必要がある。

意 見(1-3)貸付先及び債権の状況の分類把握による債権管理の充実について(本文51頁)

高度化資金貸付金には、貸付先は破綻していないものの、返済が猶予されたり、 返済条件が変更されたりしているものがあり、約定上の完済予定年までの回収に懸 念が生じているものを抽出すると、監査の過程で明らかにされたものだけで、11 件 9,738 百万円である。

仮に平成 17 年度の返済状況が継続すれば、返済に今後 300 年以上を要するもの も見られる。

また、監査の過程で、一つの貸付先に対する債権 5,416 千円が、平成 17 年度に 調定されたものの入金せず、収入未済額の残高に含まれていることについて、組織 としての情報把握が不十分であることも認められた。

高度化資金の貸付先に対する経営診断・指導は、東京都が公社に委託して「中小企業高度化事業運営診断報告書」を毎年度作成しているが、産業労働局においては、 民間の金融機関が行っている債務者区分、債権分類は行われていない。

当該報告書も活用し、貸付先の状況を毎期把握したうえで債務者区分、債権分類を行い、債権の確実な回収に向けて、迅速かつ適切に対応するよう管理を充実する必要がある。

意 見(1-4)設備近代化資金貸付金に生じている回収延滞について(本文52頁)

産業労働局から提示された資料によると、設備近代化資金貸付金については、224件のうち222件、金額にして928,862千円のうち916,523千円が延滞債権であり、同資金の東京都の新規貸出が平成11年度で終了していること、平成17年度における回収額が25,186千円であることに鑑みると、同貸付金残高の大半が、回収の極めて困難な債権となっている。

延滞債権の貸付先の中には、平成17年度末時点では、破綻しているものが相当数あると考えられるが、不納欠損処理は行われていない。

産業労働局は、延滞債権の貸付先の状況を十分把握整理して、回収可能性が全く 見込めない債権については、当該貸付金の財源の2分の1を東京都に貸し付けてい る国と協議の上、積極的な不納欠損処理を行う必要がある。

意 見(1-5)複式簿記と発生主義による新たな公会計制度を活用した誤謬発 生防止について(本文52頁)

貸付金の年度末返済額の減額処理が漏れるという誤謬が発生したのは、一つの取引を貸方・借方別々に記帳する単式簿記にも起因しており、民間が採用する複式簿記においては、誤謬が発見される仕組みとなっている。

東京都においては、平成 18 年度から複式簿記と発生主義による新たな公会計制度が導入されるが、地方自治法に定められた制度会計においても、複式簿記による会計を参照して、今後、このような誤謬が発生しないようにする必要がある。

意 見(1-6)新たな公会計制度の期首残高の精査について(本文52頁)

平成 18 年度から導入される新たな公会計制度の開始に当たっては、資産の開始 残高を確定する必要があるが、産業労働局は、本来最も残高の確定が求められる資 産のひとつである貸付金に誤謬が複数発生していたことを重く認識し、期首残高に ついて局自ら再度精査する必要がある。

意 見(1-7)新たな公会計制度における貸倒引当金の計上について(本文 52 頁)

産業労働局は、債務者区分、債権分類を行ったうえで、回収に懸念がある債権については、新たな公会計制度による貸借対照表において、「金融商品に係る会計基準」(企業会計審議会・平成11年1月22日)に準じた貸倒引当金を計上し、明らかに回収不能である倒産先等に対しては、債権の償却基準を作成のうえ償却を行い、債権の状況に関する適正な開示を行う必要がある。

なお、貸倒引当金の計上は債権を放棄することとは異なり、債権という財産の実 態(実質的財産価値)を表示するために行うものである。

意 見(1-8)債権管理の重要性に関する産業労働局内の認識の徹底について (本文53頁)

行政においては、予算執行に係る収支については、厳密な手続きが取られて検証 されているものの、一旦予算執行されると、予算執行の結果として取得した財産に ついては、貸借対照表が作成されていないこととも関係して、管理・把握が不十分 になりがちであることは、かねてから言われている。

しかし、貸付金は、資金の利用目的と返済計画を明らかにした上で予算執行されるものであり、債権管理を充実することは、予算執行の目的を達成する意味からも、極めて重要である。

産業労働局においては、別途記載するとおり、商工部所管の貸付金においても、 貸付金に関する処理の誤謬があったことに鑑み、今後は、債権管理の重要性に関す る基本的な認識を局内に徹底する必要がある。

意 見(1-9)年度末以前に代位弁済が発生した償却時補助金に対する引当金 の計上について(本文59頁)

償却時補助による場合には、代位弁済時補助に比べて、東京都の執行は遅くなり、 資金効率の観点からは望ましいと言えるが、代位弁済後最長で5年後に補助が行わ れることになり、平成17年度の審査会資料によれば、平成17年度末において補助 対象外となった金額20,082百万円から、今後回収される金額を除いた金額が、将 来東京都の負担となる。

東京信用保証協会で代位弁済の事実が発生しているため、当該金額は、東京都に とって、年度末以前に原因が発生し、発生の可能性が高く、かつ金額を合理的に見 積もることが可能であるため、引当金の要件を満たしており、新たな公会計制度に おいては、過去における回収率などに照らして、将来の補助金発生額を見積もり、 引当金の計上を検討する必要がある。 指 摘 (1-15) 東京都工場アパート建設支援貸付金に係る処理の誤謬の修正 について (本文61頁)

東京都工場アパート建設支援貸付金について、平成 17 年度末は、3 月の返済に係る減額処理漏れ、平成 16 年度末は、平成 16 年度の利子収入を貸付金の回収として処理したことによる事務処理の誤りがあり、入金処理を基礎に作成される「東京都一般会計歳入歳出決算書」(以下「一般会計決算書」という。)には、平成 16 年度、平成 17 年度とも正しい金額が計上されているものの、「東京都各会計歳入歳出決算附属書類」(以下「決算附属書類」という。)の「財産に関する調書」のうち債権の欄には、以下のとおり差額が生じているため、修正する必要がある。

(表) 平成17年度の東京都工場アパート建設支援貸付金の要修正額 (単位:百万円)

区分	前年度末 現在額	決算年度中 増減額	決算年度末 現在額
「決算附属書類」に計上された金額	878	0	878
修正後の金額	905	$\triangle 103$	801
差額	riangle 27	103	76

- (注) 1 平成16年度の「決算附属書類」の「財産に関する調書」の決算年度末現在額と決算年度中増減額にも誤謬が生じている。
- (注) 2 「決算附属書類」は円単位で記載されているが、ここでは百万円単位(単位未満切り 捨て)で記載している。

なお、このような誤謬が生じたことは、産業労働局金融部が所管する債権と同様、 債権管理と決算手続きに不十分な点があると考えられ、改善する必要がある。 指 摘 (1-16) 委託事業費に含まれる管理費相当額の見直しについて (本文 71頁)

産業労働局は、財団法人東京都中小企業振興公社(以下「公社」という。)に対する委託事業の一部に対して、事業費等の一定割合の管理費を支払っている。

平成 17 年度においては、産業貿易センター建物維持管理事業費、創業支援センターの運営事業費及びデザイン活用支援事業費に対して合計 20,147 千円を支払っているが、公社への委託事業に係る管理運営事業費は、東京都からの補助金で賄われており、当該管理費は公社の自主事業の財源に充当されている。

産業労働局は、公社が一般会計で行う自主事業は、産業労働局が行う公益事業を、公社が社会経済情勢の変化に機敏に対応して補完するために行うものであり、そのための財源として、委託事業の管理費を充当することは、産業労働局の政策的判断である旨を強く主張しており、産業労働局の主張する公社事業の行政補完性は、一概に否定できるものではない。

しかしながら、委託事業から明らかに余剰金を発生させて自主事業に充当することは、産業労働局と公社との間の裁量で自主事業の財源を確保できることにつながる。

事業が公益性を伴い、公費で行うことが求められる場合には、東京都の補助事業であることを明らかにして実施することにより、公社事業の透明性を保つことが本来であり、産業労働局は、公社への委託事業費に含まれる管理費のあり方を検討し、改善する必要がある。

意 見(1-10)公社が一般会計で行う自主事業の管理に関する産業労働局の 指導について(本文71頁)

産業労働局は、公社が一般会計で行う自主事業は、東京都の委託事業、補助事業を補完する性質が強く、高い公益性がある旨を主張しているが、一方で、事業の内容が公益性があることは確認しているものの、費用対効果の分析の報告を必ずしも求めておらず、収支状況を明確に把握・説明できる資料は作成されていない。

公社が監理団体として、経営感覚を生かして事業を行うためには、自主事業の事業ごとの収支状況を分析し、最大限の経済性・効率性を求めながら、自主財源の範囲で行うのが本来である。

公社が自主事業として行う事業についても、収支状況を十分把握した経営管理を 行うよう、産業労働局が指導・監督する必要がある。

意 見(1-11)公社の一般会計の明瞭化について(本文72頁)

実額精算を原則とする委託事業費の一部が、公社の自主事業の財源として充当されてきたことは、公社の一般会計が明瞭性を欠くために、外部からはわかりにくい。 一般会計の決算書から、事業ごとの収支がより明瞭となるよう、公社の一般会計を明瞭化する必要がある。

意 見(1-12)プロジェクトチームの立ち上げなどによる財団法人東京都中 小企業振興公社の管理の改善について(本文 72 頁)

公社が行う事業に関しては、公社に対する委託費の精算に見直すべき点があることに加えて、公社の業務の管理についても、充実・整備する必要のある点が認められることは、各項目で記載するとおりである。

産業労働局と公社とが共同してプロジェクトチームを立ち上げるなどにより、抜本的な業務管理の改善に取り組むことが望ましい。

意 見(1-13)補助金で賄われている公社管理費の自主事業による適切な負担と管理費節減に対する動機付けについて(本文 76 頁)

財団法人東京都中小企業振興公社(以下「公社」という。)の一般会計で行う自主事業、中小企業会館事業、火災共済事業及び傷病共済事業は、公社の役員、事務局のうち総務課、経営企画室の職員人件費、事務室賃借料の経費は一切負担していない。

公社においては、東京都の普通財産を借り受けて、自主事業として行う展示室・ 会議室貸出事業から平成14年度以降連続してプラスの収支差額を計上しており、 収支差額は公社の自主事業に充当されている。

また、都立産業貿易センターの管理運営事業に指定管理者制度が導入され、公募の結果平成18年度から5年間は、公社が自主事業として同事業を行うことが予定されているが、指定された事業に係る総務経費を、補助金から支出することは、公募に際して提示された条件とは別に、監理団体の当該事業に関する費用を東京都が一部負担することになる。

このことは、コスト競争面で監理団体に有利となって、結果的に指定管理者制度の趣旨である、官と民とに価格とサービスの面で競争原理の導入を阻害することにもつながる。

補助金のより適切な執行精算のために、公社の自主事業に係る公社管理費について、基準を明確にした上で、適切に負担させる必要がある。

なお、各事業に共通する公社管理運営費の総額の一部分を自主事業に負担させる ことは、実額精算されている公社管理運営費の節減努力を促す効果も期待できるも のである。

意 見(1-14)創業支援機能運営事業の入居者からの未収賃料に対する管理 の一層の充実について(本文82頁)

産業労働局は、情報関連産業等における創業後3年未満の中小企業を育成する目的で、タイム24ビル及び東京ファッションタウンビル内に創業支援施設(インキュベータオフィス等)を設置し、低廉な賃料にて企業に提供する事業を財団法人東京都中小企業振興公社(以下「公社」という。)に対する補助事業として行っており、入居企業に対する賃料は、公社が徴収業務を行っている。

平成 17 年度において、所在不明等の理由により延滞している未収金につき、12 件 29,983 千円の償却を実施し、平成 17 年度末においても、1 年以上滞留している未収金が、15 件 21,760 千円となっている。このような状況が発生した理由としては、公社における入居企業の状況把握が十分でなかったこと、滞留が発生した時点での速やかな対応がなされなかったことなどが考えられる。

平成 16 年度からは、2 ヶ月滞納した企業には、収支計画のヒアリングの後、支払計画書を作成し、提出するよう公社から指導するなど、一定の改善策が講じられており、滞留債権の発生も減少している。

しかしながら、未収金を償却するということは、東京都の財政の負担になるばかりでなく、事業目的である創業支援につながらなかったことになるため、産業労働局としても、未収金の発生時点で速やかに、公社からの状況報告を求めるなど、一層の管理の充実を図る必要がある。

意 見(1-15) 創業支援機能運営事業の有効性、経済性の観点からの見直し について(本文83頁)

平成 17 年度において創業支援機能運営事業 (年度末時点の入居者 74 社) に要した費用は、財団法人東京都中小企業振興公社 (以下「公社」という。) に対する補助金である創業支援機能運営事業費 520,214 千円から家賃収入等 81,094 千円を差引いた 439,120 千円ということになる。

タイム 24 ビルについては、平成 17 年度のインキュベータオフィスの入居率が 47%と低迷しているため、平成 18 年度より賃料を値下げすると同時に、スモール オフィスを増加させて稼働率を向上させるなど、公社は入居率の向上を目指しているが、この事業の目的が単なる施設賃貸ではなく、創業支援であることに照らすと、入居企業の事後調査を十分行い、事業に反映させていくことが必要である。

創業支援機能を運営するに当たっては、事業をより経済的かつ効果的に行い、より少ない公費負担で事業目的を達成できるよう努力するとともに、平成 17 年度において、空き庁舎を利用した創業支援センター運営事業が、42,644 千円(年度末時点の入居者 59 社で割り返すと、1 件あたり 722 千円の負担)で行われていることを勘案すると、産業労働局及び東京都の他局の庁舎を活用することによる費用の軽減を図ることも考えられる。

指 摘(1-17)収益納付額の算定誤りについて(本文87頁)

新製品・新技術開発助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間、当該助成事業の成果の企業化、産業財産権の譲渡又は実施権の設定及び他への供与により助成事業者に収益が生じたと認めたときは、当該助成事業者に対し、交付した助成金の全部又は、一部に相当する金額を財団法人東京都中小企業振興公社(以下「公社」という。)へ納付させることができる助成事業に係る収益納付額の規定は、助成事業に係る当該年度収益額などに基づき算定するものとしている。

新製品・新技術開発助成を受けた A 社については、平成 16 年度に 26,741 千円 の利益を計上しているため、本来 4,830 千円を納付すべきであったところ、過去 3 年間の累計の平均額により収益・費用を算定し、3 年間の平均では、7,245 千円の経常損失であることから収益を納付しておらず、公社は責任を持って処理すべきである。

また、企業化状況報告書に記載上の注意事項を記すとともに、審査のチェックリストを作成し、今後このような錯誤の発生を防止する仕組みを確立する必要がある。

意 見(1-16)審査を通過した後に中止・取消しを行う案件の減少努力について(本文88頁)

平成17年度に、新製品・新技術開発助成の審査を通過した24件のうち、申請した企業が6件中止、1件取り消しており、新製品・新技術開発助成事業の予算・実績率は、7割前後で推移している。

中止等の理由として、試作が間に合わないこと、資金繰り難などが挙げられている。

新製品・新技術の開発について、交付決定(7月)後に、機器購入等の意思決定をするとなると、単年度申請の場合、期間が足らずに中止せざるを得ない場合もあるため、研究開発事業の進捗状況に応じて、単年度から複数年度への補助対象期間の変更を可能にすることなどを検討することが望ましい。

指 摘 (1-18) 貸与先の決算書入手等による債権管理の充実について (本文 95頁)

財団法人東京都中小企業振興公社(以下「公社」という。)は、小規模企業者等設備導入資金助成法(昭和31年法律第115号)に基づき、小規模企業者等の創業及び経営基盤強化のために、東京都からの貸付を受けて設備資金の貸付及び設備貸与事業を実施している。

当該事業の債権管理に関して、公社は、平成 15 年度より、滞留債権については 3 区分に分類し、それぞれに取り組み方針を定め、債務者に対する文書送付や訪問、 折衝記録の文書化を実施し、債権回収の向上を図っている。

しかしながら、貸与先の決算書については、貸与申込の際に、審査に必要な資料 として提出を求めているものの、その後は定期的に入手して貸与先の財務内容を把 握し、支払能力悪化の兆候をチェックする手続きは実施されていない。

一定の基準に基づき、貸与先の決算書を定期的に入手し、支払能力悪化の兆候が認められた場合には、公社で用意されている数々の支援メニューの利用を促すなどにより、経営改善のための策を早期に講じることで、滞留債権の発生を未然に防ぐ努力をする必要がある。

意 見 (1-17) 公社におけるキャッシュ・フロー計画の作成について $(本文 96 \, \bar{q})$

設備資金貸付及び設備貸与事業は、平成 15 年度より新規申込受付を休止しており、同事業に係る債権の約定上の最終回収期限は、原則平成 21 年度である。

公社の財政状態は、平成 17 年度末時点でいえば、34,746 千円の正味財産を有しているが、一方で、平成 17 年度において 38,858 千円の設備貸与事業費、5,930 千円の設備資金貸付事業費、19,356 千円の管理費が発生している。

新規申込みを休止しているため、今後の収益規模は確実に漸減する中、仮に平成 18年度以降、同額程度の費用が発生し、かつ平成21年度以降、滞留債権の分割返 済が長引く事態が発生する場合には、当該費用の負担ができず、東京都の貸付金の 全額回収が困難となることも十分考えられる状況である。

公社においては、債権の回収予定額や、将来の費用見込額などに基づくキャッシュ・フロー計画を従来作成していないが、借入金を着実に返済するために許容される経費の金額などを明確に認識できるよう、キャッシュ・フロー計画を作成し、達成に努める必要がある。

意 見(1-18)公社の債権管理と資金計画に関する産業労働局の指導監督に ついて(本文 96 頁)

東京都と公社との間では、設備貸与事業のうち割賦については貸与額の 45%、リースは 50%、設備資金貸付金は 100%に相当する額を限度に、一定の補償期間を設けて損失補償する契約を締結している。

東京都にとって、この契約に基づき発生が予想される損失補償見込額は、偶発債務であるため、発生の可能性が高く、かつ金額的に見積もれる状況に至った場合には、新たな公会計制度の中で引当金の計上が必要とされるものであるが、一方で、東京都は、損失補償契約の存在により、公社の債権管理意識が低下することのないよう、公社の債権管理と資金計画について、十分に指導監督する必要がある。

意 見(1-19)資本コストの回収を意識した東京都の管理について(本文 105 頁)

東京都は、都内中小企業をはじめ、商工業及び貿易の振興を図るために、都立産 業貿易センター浜松町館及び台東館を設置している。

平成17年度の歳入と歳出を比較すれば、両館とも歳入超過の状態にあるが、取得価格を、残価率10%、耐用年数38年で計算した減価償却費は、両館合わせて148,173千円であり、この負担を考慮すると、平成17年度においては、合わせて108,749千円の損失を計上したことになる。

さらに、産業労働局の調査によれば、当初の施設整備後の資本的支出で東京都が 負担した金額が、両館合わせて 1,643,356 千円あり、残価率 10%、耐用年数 38 年 を前提に負担すべき面積割合を乗じて算出した減価償却費 34,523 千円を加えると、 減価償却費の合計は 182,696 千円で、両館の損失は合計で 143,272 千円となる。

減価償却費合計額の 182,696 千円を東京都が回収するための稼働日数を試算すると、両館通算で 259 日 (330 日に対する稼働率は約 78.5%) となり、平成 17 年度までの実績稼働率は、資本費の全額を回収し得る水準には届いていない。

平成 18 年度以降、都立産業貿易センターに指定管理者制度が導入されていて、 財団法人東京都中小企業振興公社(以下「公社」という。)が指定管理者に指定されているが、東京都としては、資本費の回収が可能となる水準を、都立産業貿易センターの目標稼働率等の目安とするよう、公社を指導していく必要がある。

意 見(1-20)都立産業貿易センターの利用者拡大の推進及び稼働率向上に向けた取組みについて(本文 105 頁)

都立産業貿易センターの優先利用予約の案内状送付先は、利用実績のある団体等が中心とされているが、隔年開催、イベント拡大による会場の変更等、次年度説明会への参加を希望しない利用者には案内状を送付していないこともあり、送付社数は前年度利用実績社数を下回っている。

産業振興を進める上で主な支援対象となるべき中小企業の利用割合も、平成 17 年度では浜松町館、台東館ともに全利用者の約 39%にすぎず、また案内状を送付されたもののほとんどが、一般公募前に申し込みのうえ利用しており、特に浜松町館では利用者の8割以上がリピーターであるなど、利用者の固定化がみられる状況にある。

浜松町館、台東館とも、従来利用のない企業を含めてより広く多くの中小企業や 関連の業界団体等に対し案内状を発送する等、周知のための努力をする必要がある。

意 見(1-21)施設内食堂施設の有効性と経済性の向上について(本文 107 頁)

産業労働局は、都立産業貿易センター浜松町館地下 1 階の食堂と、秋葉原庁舎の 2 階に食堂施設を設置し、それぞれ昭和 58 年と平成 2 年から、実質的に同一の事業者に継続して使用許可しており、平成 17 年度の使用料は、11,552 千円と 4,309 千円である。

秋葉原庁舎内食堂施設については、近年再開発が進み近隣に飲食店も多く、来場者・利用者及び施設職員の食事の利便を図るための必要性は低下してきており、午前11時半から午後2時半と午後4時から午後11時という営業時間は、施設の利用可能時間が午前9時から午後9時までであることに照らすと、来場者・利用者の利便性を図るためには最適とはいえない状況となっている。

平成 18 年度から都立産業貿易センターに指定管理者制度が導入されて、公募により指定管理者が選定されていることなどを勘案すると、これらの食堂施設についても、同一の事業者に継続して使用許可することを当然とすることなく、まず、施設が都民にとって最適な状況で使用されるよう十分検討し、食堂施設等として使用する場合にも、事業者を公募するなど、より有効性と経済性を追求した施設使用を検討する必要がある。

意 見 (1-22) 行政コスト計算書における監理団体に対する補助金及び委託 費の表示について (本文 112 頁)

東京都は、発生主義と複式簿記に基づく新たな公会計制度を導入し、産業労働局においても、平成 18 年度から貸借対照表、行政コスト計算書、キャッシュ・フロー計算書の作成を予定している。

産業労働局の行政施策は、監理団体が東京都からの補助事業もしくは受託事業として実施しているものが多いことから、行政コスト計算書が、監理団体も含めた行政コストの実態を表すためには、監理団体に対する補助金は、単に補助費等に全額を計上するのではなく、給与関係費、物件費などその監理団体における使途の実態に応じた科目で計上する必要があり、また、物件費、補助費、投資的経費等の性質に応じて計上することが予定されている委託費についても、監理団体に対する委託費については、各団体における費用の使途の実態を十分に把握して計上することが望ましい。

意 見(1-23) 監理団体を連結した貸借対照表、行政コスト計算書、キャッシュ・フロー計算書の作成について(本文112頁)

監理団体で事業を行うこと自体の有効性、経済性、効率性の観点からの検討は、常に求められるものであるが、一方で、現実に監理団体が行う事業が多い産業労働局においては、監理団体で行う事業のより一体的な管理に資するよう、監理団体を連結した行政コスト計算書、貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書を作成することが望ましい。

指 摘 (1-19) 公社に対する役員報酬等の補助金区分について (本文 112 頁) 産業労働局の公社に対する補助金要綱の中で、公社の役員報酬と役員費用弁償を事業費で区分しているため、公社においても当該費用を事業費としているが、本来は管理費で区分すべきものであることから、要綱を見直す必要がある。

意 見(1-24)外部事業費補助団体に対する補助金の区分表示について(本文 113頁)

産業労働局が執行する中小企業支援に係る補助金には、監理団体である公社に対する補助金の他に、事業費に補助金を交付している外部団体(以下「外部事業費補助団体」という。)に対する補助金があり、平成17年度における主なものとしては、商工会及び商工会議所補助が2,523,826千円(事業費国庫補助1/2以内)、東京都中小企業団体中央会が257,045千円(国庫補助は一般財源化)である。

平成 17 年度の商工会議所及び商工会補助 2,523,826 千円は、産業労働局の中小企業対策事業費のうち、経営安定支援に資する経費 2,906,543 千円の大半を占め、これらの補助金には小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業に係る人件費等の補助金も含まれていることから、他の民間事業者等の事業支援の補助金とは性格が異なる面がある。

したがって、行政コスト計算書上、外部事業費補助団体に対する補助金である旨 を明らかにして表示することが望ましい。

意 見(1-25)利用対象者と利用者サービスをより意識した総合相談事業の 活性化について(本文116頁)

財団法人東京都中小企業振興公社(以下「公社」という。)は東京都からの補助 事業として、5人の専門相談員によるワンストップ総合相談をはじめとする総合支援事業を行っており、平成17年度における事業費は116,737千円である。

公社が行う総合支援事業は、都内の中小企業者をその事業支援対象としていることから、より多くの中小企業者に、今日的な経営課題に即応するための基本的な公的支援制度である中小企業新事業活動促進法の支援メニューをわかりやすく伝えることにより、公社の総合支援事業の有用度が増すものと考えられる。

しかし、産業労働局のホームページには、同法に基づく経営革新計画についての 記載はあるものの、「支援策の概要」をクリックすると各支援メニューが羅列して 記載されている方式であって、わかりやすい説明はなされていない。

また、公社のホームページ、パンフレット等も、公社が経営革新計画作成支援を 行っていることについて、十分に伝わる内容とはなっていない。

公的な中小企業支援メニューを、よりわかりやすく多くの中小企業者に伝えるよう、ホームページ、パンフレット等による広報を充実し、利用対象者と利用者サービスをより意識した総合支援事業の活性化に努める必要がある。

意 見(1-26)公社1階ホールの案内方法の改善について(本文117頁)

産業労働局秋葉原庁舎にある公社の1階入口ホール(面積168 ㎡)では、公社の自主事業である貸展示室、貸会議室の案内と貸ビデオの受付業務、総合相談等の各種事業案内が行われているが、広く中小企業者の利用が期待できる専門家による総合相談事業が行われていることは、1階ホールからはわかりにくい。

相談業務は、内容が機微に亘る場合も多く、4階に設置している相談室で行うことが有効であるにしても、相談業務の存在そのものをより多くの都民が知ることのできるよう、1階ホールの案内方法を工夫する必要がある。

意 見(1-27) 中小企業リバイバル支援事業の方向性の明確化等について (本 \div 120 頁)

財団法人東京都中小企業振興公社(以下「公社」という。)は、秋葉原の公社本 社内において窓口を設け、事業再生、事業承継や廃業等の問題を抱える中小企業が、 できるだけ早い段階で対策を講じられるように専門家による相談体制を構築する 事業を行っている。

平成17年度においては、常勤4人、非常勤3人の専門家(職員)が対応しているが、年間相談企業数は196社、相談件数は464件であり、196社のうち、当初の対応で「対応待ち」又は「助言に至らず」というものが52件と全体の26.5%を占め、中には相談企業の事情により相談終了となっている案件もあるものの、全体として十分に事業効果があがっているとは言いがたい。

中小企業リバイバル支援事業の案内に、具体的な相談事項や想定される支援内容が記載されておらず、経営危機に陥った企業がどのようなサービスを受けられるのか不明確なため、来所する企業の認識違いや、準備不足が生じ、事業効果が減殺されているものと考えられる。

同様の事業を行う他の機関と差別化した、東京都固有の事業としての方向性を明確に決定し、具体的に受け付ける相談内容、それに対して公社が提供できる支援内容及び相談に必要な書類等を、できるだけイメージがわくように事業案内等で告知することにより、企業が公社に期待するサービスと、公社が提供できるサービスのギャップを埋めていく必要がある。

意 見 (1-28) 個人単位にアカウント付与を規定化することについて (本文 122 頁)

東京都組合情報統合化システムは、東京都が認可した協同組合等の情報を登録・ 更新し、組合指導業務で活用するとともに、組合情報の照会への回答、中小企業団体名簿・各種統計資料の作成業務を行っており、システムの所有情報は、組合の決算情報、組合員の指導記録、役員変更情報などであり、個人情報も含まれているが、アカウントの登録、抹消等は、情報処理指導主任が、人事異動一覧を参照して行っている。

同システムの管理規程としては、「東京都組合情報統合化システムセキュリティ 実施基準」が定められているが、同基準に、アカウントの付与は個人単位とするこ とを明記して、将来に亘って、共有アカウントの作成を行わないように規定するこ とが必要である。さらに、システム利用者のアクセスログの取得を行えるように改 善して、誰が、いつアクセスしたかの記録を残すようにすると同時に、事業主管係 長は、定期的にログをレビューして、不審なアクセスの痕跡などがないかを確認す る必要がある。

意 見(1-29)アカウント管理台帳の整備について(本文123頁)

中小企業情報システムは、都立皮革技術センターが独自に、検査データ、依頼試験の課金と領収書発行、相談事例などの情報をデータベース化して使用しており、アカウント管理台帳は、個人情報システム機器台帳で代用しているが、アカウントの付与日、抹消日などが記載されていない。

アカウント管理台帳として、アカウントの付与日、抹消日、利用目的、アカウント権限、アカウント利用者、承認者などを記録し、定期的に、アカウント管理台帳とサーバーに登録されているアカウント一覧とを照合して、抹消漏れのアカウントや不要なアカウントがあれば、不正利用されないように、速やかに削除する必要がある。

意 見 (1-30) 運用管理規程の作成について (本文 124 頁)

中小企業情報システムの管理運営は、運用担当者の熟練に依存しており、利用者向けの運用管理規程は作成されていない。

今後、運用担当者の交代なども予想され、ユーザー指導のレベルを現状維持する ことが困難になることも予想されるため、パスワード管理などのセキュリティに関 する規程等は文書にして明文化しておくことが望ましい。

意 見 (1-31) 貸金業管理システム情報セキュリティ実施基準の充実について $(本文 125 \ \overline{p})$

貸金業管理システムは、貸金業の規制等に関する法律に基づき、貸金業者の登録 業務を管理している。管理規程として、「貸金業管理システム情報セキュリティ実 施基準」が作成されている。

アクセス制御については、アカウント管理に関して記述されているが、セキュリティを十分確保するためには、次のようなことを規程に盛り込み、順守する必要がある。

- ・ パスワードの作成基準 (最小桁数、英数字と特殊記号から作成など)
- ・ パスワードの有効期間の設定
- ・ アクセスログの取得と保管
- ・ アクセスログの定期的なレビュー、不審なアクセスの検出

また、貸金業管理システムユーザー一覧は、アカウント管理台帳として使用しているが、アカウント登録日、抹消日などを明記する必要がある。

意 見 (1-32) 利子補給管理システムのアカウント管理について (本文 126 頁)

利子補給管理システムのアカウント管理に関する規定には、さらに次のことを補足して、パスワードの管理を強化し、アクセスログのレビューにより第三者が無断で使用していないかを随時確認し、さらにセキュリティの強化に努めることが望ましい。

- ・ パスワードの作成基準(最小桁数、英数字と特殊記号から作成など)
- ・ パスワードの有効期間の設定
- ・ アクセスログの取得と保管
- ・ アクセスログの定期的なレビュー、不審なアクセスの検出

意 見(1-33)より費用対効果を考慮した広報用印刷物の管理について(本 文133頁)

産業労働局は、多数の広報誌・パンフレット等の広報用印刷物を、総務部及び各部所ごとに作成しており、平成 17 年度における費用は、総務部、商工部、観光部及び雇用就業部を合わせて約 71 百万円である。

特に総務部、商工部及び雇用就業部の広報用印刷物は、配布先が多岐に亘ることもあり、関係機関等へ配布した時点で管理が終了するいわば渡しきりが大半であり、 実際に事業実施に当たって想定する利用者に渡った印刷物の数やその配布状況は 的確には把握されていない。

事業説明のために定期的に印刷される広報用印刷物については、配布先に対する ヒアリング等により可能な限り最終的に利用者に渡った数を把握し、部数や内容の 定期的な見直しなど、より費用対効果に配慮した広報活動を実現する必要がある。

意 見(1-34) インターネット情報の更新について(本文 133 頁)

産業労働局のホームページでは、助成に関するメニューについて、募集期間が過ぎても削除されず、情報が更新されていないものがあった。

インターネットによる広報は、利用者がタイムリーな情報を得ることを期待できる広報媒体であり、情報が一元的に更新されていることは、利用者の信頼を得るためにも重要であることから、インターネットによる情報についても、適時に更新し、その結果を画面上で明らかにするとともに、有効期限が過ぎたものは、速やかに削除するなど、一定の基準を設けて一元的に管理する必要がある。

意 見 (1-35) ホームページによる、より有効な情報提供について (本文 133) 頁)

産業労働局のホームページの情報内容は、基本的に項目のみを記載しており、利用者が、どこで、どのようなサービスを受けられるかについて、利用者の視点でのわかりやすい情報の提供という観点からは、改善の余地がある。

産業労働局が行う各種支援事業は、事業実施に関する情報を知ることにより、初めてその行政サービスの恩恵を受けることができるものであることに鑑みて、産業労働局は、ホームページによる情報が利用者にわかりやすく、かつ簡単に検索できるよう情報提供内容と方法を見直す必要がある。

意 見 (1-36) 監理団体のホームページを含めた一元的情報提供の実現について $(本文 134 \ \cite{134})$

監理団体である財団法人東京都中小企業振興公社、財団法人東京しごと財団及び 財団法人東京観光財団は、産業労働局の業務の多くを補っていると共に、それぞれ の監理団体が自らのホームページにおいて、多くの情報を提供している。

しかし、産業労働局のホームページから各監理団体のホームページへのリンクが 円滑に行えず、利用者が効率よく、必要とする情報を得られる環境が整っていない のが現状である。

利用者の立場で、効率よく必要な情報を得られるようリンクの方法を改善するなど監理団体のホームページを含めた情報の一元化を実現することが望ましい。

意 見(1-37)総務部と各部所との一層の連携による一元的かつ効果的な広 報の実施について(本文134頁)

産業労働局のホームページと報道発表は、最終的に総務部経由で行われているが、 広報誌・パンフレット等の広報用印刷物の作成は、基本的に各事業の一部に位置づ けられて各部所が行っている。

広報用印刷物の作成そのものは、事業に精通した各部所が責任を持って行うとしても、総務部と各部所との一層の連携により、広報内容に関するホームページと印刷物とのより一元的な管理や、効果的で経済的な広報実施事例に関するノウハウの蓄積と共有化などにより、産業労働局として、より一元的かつ効果的な広報を実施することが望ましい。

観光振興対策に関する事業の管理及び財務事務 の執行について

指 摘(2-1)財団法人東京観光財団への委託事業に係る管理費の改善について (本文 152 頁)

産業労働局が財団法人東京観光財団(以下「財団」という。)に委託する事業については、物件費の一定割合額を管理費として精算しており、東京国際ユースホステル事業以外の委託事業には、民間事業者に調査を委託する際に用いられる管理費の割合が適用されている。

東京都からの派遣職員の人件費については財団の負担がなく、民間事業者に委託する場合とは条件が異なること、調査研究に関する委託について定めた基準をすべての事業に当てはめていることから、財団にとって有利な委託料の設定であると考えられるため、一般会計の事業財源の分析を求めたところ、一定の前提に基づく産業労働局の試算によると、委託事業の管理費の一部が自主事業の財源として充当されていることが示され、また、財団においては、管理費の一部を自主事業に充当することを予定して事業が遂行されている。

産業労働局及び財団は、例えばシティプロモーション事業において、財団が事業者と交渉努力を行うことにより経費節減が図られており、費用のすべてを実額精算すると、財団が経費節減し、自主事業を実施するインセンティブが働かない旨を主張しているが、事業費は実額精算をし、別途管理費として支払うことは、インセンティブとは言えない。

また、産業労働局及び財団は、委託事業の管理費の一部を充当して行っている事業には高い公益性があるとしており、事業の公益性に関する主張は一概に否定できるものではないが、公費で行う必要がある高い公益性のある事業は、公益性を十分説明した上で、補助事業もしくは委託事業として行うことが本来である。

財団に対する委託事業の管理費相当額は、費用発生額の実績を十分に分析し、実態に即した管理費とする必要がある。

意 見(2-1)財団法人東京観光財団の決算書の明瞭化について(本文152頁) 財団法人東京観光財団(以下「財団」という。)の決算書上は、委託事業の管理 費は、受託事業会計の費用として計上される一方、同額を一般会計の収入に計上し、 人件費等の管理費に相当する支出は、一般会計から支出されており、決算書上で受 託事業の管理費として東京都から支払われた金額と、財団で実際に発生した管理費 を比較することはできない構造となっている。

受託会計の管理費は、受託会計で処理することが本来であり、また、それにより 一般会計の明瞭性も確保されるため、受託会計に係る管理費は区分把握して、受託 会計で処理する必要がある。

意 見(2-2)財団法人東京観光財団に対して特命随意契約を締結する理由の 合理性について(本文 156 頁)

産業労働局は、財団法人東京観光財団(以下「財団」という。)に、東京観光情報センター事業、ウェルカムカード事業ほかを特命で委託しており、平成17年度におけるこれらの事業の委託費と、そのうち財団から外部の民間事業者に対する再委託費は、以下のとおりである。

(表) 平成 17 年度における財団法人東京観光財団に対する委託費と再委託費の金額 (単位:千円)

区分	東京観光情報センター	ウェルカムカード	レップ・都市 基盤 Web 制作
委託費	218,530	31,586	2,534
うち再委託費	158,564	21,082	2,277

産業労働局は、財団が中立性、公平性を保てる監理団体であり、実績と高度な専門的知識があることから特命随意契約を締結できる唯一の相手先であることを強く主張しているが、少なくとも、ウェルカムカード事業のうちのウェルカムボード制作については、財団と特命随意契約を結ぶ合理的な理由は乏しいと考えられる。産業労働局は、競争原理が働く余地のある事業については、積極的に競争原理の導入を求めるべきであり、基本的条件を整備したうえで、競争入札等民間事業者に機会を与えるための手法を検討する必要がある。

意 見(2-3)海外シティプロモーション事業の事後評価方法の明確化について (本文 166 頁)

産業労働局は、広く世界から東京に観光客を招くために、海外に効果的なシティセールスを行い、東京の魅力を積極的に伝えるためのシティセールス事業の一環として、海外にミッションを派遣することによる海外シティプロモーション事業を行っており、平成17年度には277百万円の費用が発生している。

ミッション派遣事業は、東京の魅力を海外の人々に PR し、旅行目的地としての認知度を向上させ、東京への外国人旅行者を増加させることを目的としており、都民生活への影響が直接的にはわかりにくい事業である。

このため、事業の必要性と効果について、都民の理解がより得られるよう努めることが特に必要と考えられるが、商談会、セミナー及びレセプションについては、参加者数や商談件数などは把握しているものの、各会場での商談会などが、以後の観光振興にどのように結びついたかという、具体的な効果評価の判断材料としては十分とは言えない。

産業労働局は、海外シティプロモーション事業の効果測定を確実に行い、その結果を事業の概要とともに都民に説明していく必要がある。

意 見 (2-4) メディアを利用したキャンペーンの費用対効果について (本文 167 頁)

産業労働局は、海外シティプロモーションの一環として、ミッション派遣にあわせて各地域の有名媒体を用いた現地の一般市民向け PR 活動を実施しており、平成17年度の事業費は、64,719千円である。

マスメディア媒体を用いた現地の一般市民向け PR 活動の効果測定を実施する場合には、相当程度のサンプル数が必要となり、そのための費用負担が大きいことから、平成 17 年度においては、従来の効果測定の方針を見直すこととしているのみであり、どのような効果測定方法が、経済的かつ有効であるかということが明確になっていない。

産業労働局は、マスメディア媒体を用いた PR 活動の費用対効果について十分に検討し、効果測定及びそれに基づく次回以降の活動計画に対するフィードバックをより確実に行っていく必要がある。

意 見(2-5)より有効な海外旅行エージェントの招聘等の実施と事業の効果 測定について(本文167頁)

産業労働局は、海外の旅行エージェント等に対し、より多くの東京向け観光商品の作成を促すとともに、海外の有力なメディア等に対し、東京観光の記事掲載等を促進するため、海外の旅行エージェント及びメディア関係者を東京に招き、東京の魅力を PR しており、平成 17 年度には 37,102 千円の費用を要している。

当該事業の効果を測定するためには、作成された観光商品による観光客の誘致状況、記事掲載等に対する反響の分析が重要であるが、招聘対象のエージェント及びメディアへのヒアリング調査は、造成ツアーや掲載記事の内容に関する情報の提供を協力依頼することに留まっているのが実情である。

シティプロモーション後に各都市に設置される東京観光レップやウェルカムア ジアキャンペーンにおける各都市のキャンペーン事務局との連携により、さらなる 情報収集が可能なものとも考えられる。

また、招聘するエージェント及びメディアに対しても事前に当該事業の趣旨を十分に説明し、招聘後におけるフォローアップ業務に対する協力について十分な理解を得ることが求められる。

指 摘(2-2)東京観光くちコミ大作戦事業の抜本的見直しについて(本文 168 頁)

産業労働局は、東京観光くちコミ大作戦事業として、東京に中長期滞在している 外国人で近く帰国が予定されている者を対象に、招待者が帰国後にくちコミを通じ て出身国からの旅行者誘致の促進を図ることを目的として、東京紹介ツアーに無料 で招待しており、ツアーの参加者には、帰国後にアンケートに答えることを申し込 みの際の条件としている。

当該事業については、帰国後のアンケートの回収率が 25%にも達しておらず、フォローアップが適切に行われていないこと、東京を訪問する理由は多岐に亘ることなどから、くちコミの影響の測定が困難であり、事業のあり方を抜本的に見直す必要がある。

意 見 (2-6) 東京国際アニメフェア運営状況に関する情報提供について(本 \div 170 頁)

東京都は東京国際アニメフェア実行委員会(以下「委員会」という。)と東京国際アニメフェアの実施に関する協定書を締結して、平成15年度から平成17年度においては、毎年度200,000千円の経費を負担しているが、委員会には平成17年度末で、64百万円の繰越金が生じている。

当該繰越金には東京都の負担金の一部が含まれている一方で、フェア開催の各関係者および関係団体の協力(協賛金や労務出資等)によって生じている要素も含まれていると考えられるが、公金が投入される催し物で 64 百万円の繰越金が計上されており、委員会の事務局が、平成 18 年度から順次、有限責任中間法人日本動画協会に移管されることに鑑みると、東京国際アニメフェアの収支状況や繰越金の発生状況等について、十分な透明性が確保される必要がある。

委員会は公開で行われており参加者や報道関係者には決算書が公開されているが、委員会の収支状況や繰越金の発生状況等について、アニメフェアのホームページでも決算書を公開することが望ましい。

意 見(2-7)アニメ常設展示事業の利用方針並びに東京都とアニメ業界との 役割分担の明確化について(本文173頁)

産業労働局は、東京の地場産業であるアニメ産業の振興を図り、若手クリエーターを育成するため、過去から現在に至るアニメ資料の整理、保管、一部展示を行うとともに、人材育成の教材として活用するアニメ常設展示事業を平成 16 年度から行っており、平成 17 年度における事業費が 4,998 千円であるほか、1,017 ㎡の庁舎建物が展示・保管に利用されている。

当該事業は、「アニメ常設展示」として予算計上されているが、展示場には東京都の職員が常駐していないため、来場のためには事前に連絡することが必要であるなど、一般観賞者が来場するための展示場としては整備されておらず、展示自体は、観光振興に結びついているとは言えない。

事業の主体は、散逸の可能性があるアニメに関する資料を東京都が無償で借用保管する一方で、東京都が費用負担して資料整理・データベース化し、アニメのアーカイブとして機能させることにあるが、将来の活用についても目処が立っていない。また、貴重なアーカイブを目指す資料等と位置付けるにしては、東京都と有限責任中間法人日本動画協会とのいずれも資料等の乗損に対する責任がなく、物品管理も不十分であるため、本来の目的に利用されることなく劣化が進むことも懸念される状況にある。

東京都の本来の行政目的は、アニメ産業が、東京の地場産業としてより発展し、ひいては観光振興につながるために、アニメ業界の自立とアニメ業界自身によるアーカイブを支援することにあり、東京都、アニメ制作会社、有限責任中間法人日本動画協会など関係者の役割分担を明確にしたうえで、東京都とアニメ業界の双方が、資料等をより有効に利用できるよう、活用のための方策を明確にしていくことが必要である。

意 見(2-8) 東京都庁内の地域特産品売店との連携について(本文174頁)

東京都庁第一本庁舎1階の東京観光情報センター都庁本部の右奥に、地域特産品 売店が設置されており、運営は財団法人東京都福利厚生事業団(以下「事業団」と いう。)が行っている。

地域特産品売店では伝統工芸品や島しょ部の特産品など、産業労働局で振興を図る事業に係る商品が販売されており、また、東京観光情報センター都庁本部隣に移設された経緯からも観光施策と関連性が高いものと考えられるが、事業団が事業を行っているため、観光部においては、当該売店における地域特産品の販売状況や、観光客の反応などに関する情報は把握していない。

地域特産品売店は、多くの観光客が訪問する場所に設置されており、観光産業振興につながる情報を得るアンテナショップとしての機能も本来期待できると考えられるため、産業労働局は、事業団との意見交換などにより、活用を図ることが望ましい。

雇用就業対策に関する事業の管理及び財務事務 の執行について

意 見(3-1)都立技術専門校のコスト把握について(本文190頁)

都立技術専門校に関しては、平成 17 年度までにおいては、それぞれ年間の資金 収支を把握しているものの、東京都職員である職業訓練指導員の人件費は、局事業 費として別途集計されるため含まれていないことに加えて、減価償却費等の資本費 を発生主義で捕らえた行政コスト計算は行われておらず、校別又は講座別履修者 1 人当たりコストが把握されていない。

東京都は、新たな公会計制度を構築する中で、都立技術専門校で発生する経費について、校別又は講座別履修者1人当たりのフルコストを把握し、原価管理や民間との比較データとして活用する仕組み作りを進めていく必要がある。

指 摘(3-1)都立技術専門校の材料品等の管理について(本文 194 頁)

「都立技術専門校運営要綱」第21の4では、「校長は、教材の使用状況をたえず明確にしておかねばならない。」とされているが、すべての都立技術専門校において、供用後の材料品等について受け払い管理や定期的な棚卸は行われておらず、供用後の管理は、担当の職業訓練指導員に任された状態となっている。

材料品等の中には、反物や皮革など比較的高価であり、一定の管理が求められるものも見られるが、例えば足立技術専門校台東分校においては、過去に購入した皮革などの材料品等が相当量保有されており、中には劣化により使用が困難になっているものも認められる。

実習用の材料品等については、一般的な消耗品等とは供用目的が異なることから、 よりきめの細かい在庫管理が求められる。

以上のことから、材料品等の適正数量の購入使用及び資産保全のため、主要な材料については受け払い及び残高の状況を適切に管理する必要があり、例えば、各都立技術専門校が一定の基準により管理すべき材料品等を選定した上で、担当職業訓練指導員が受け払い及び残高を管理する帳票等を整備し、物品管理者(庶務担当課長)等が定期的に、帳票等の残高及び現品をチェックするような仕組みを設ける必要がある。

意 見(3-2)飯田橋技術専門校有明分校の施設費の軽減について(本文 197 頁)

飯田橋技術専門校有明分校は、被服系を主体とした都立技術専門校で、平成 11 年に渋谷区神宮前から江東区有明へ移転し、産業労働局の第三セクターである株式会社東京ビッグサイトが所有・運営する東京ファッションタウンビルを賃借して運営されている。

飯田橋技術専門校有明分校の建物の平成17年度における賃借料は、年間270,980 千円(1㎡当たり年間76千円)で、建物が最も新しい飯田橋技術専門校の建物の 国庫補助金相当額を含んだ総建設原価の年間減価償却費が60,169千円(1㎡当た り年間10千円)であり、国庫補助金で負担された金額を除いた東京都の負担は 50,914千円(1㎡当たり年間8千円)であるのに比較しても、建物施設に係る東 京都の財政負担が、他校を大幅に上回っている。

飯田橋技術専門校有明分校は、ファッション関係の科目が多いことを理由に、ファッションデザインの拠点であるファッションタウンビルの中に設置されているが、職業訓練の校舎建物の賃借料に、多額の費用をかけることが、職業訓練の成果につながるとは考えにくく、校舎等の建物に要する公費の水準が、他の都立技術専門校に比較して、大幅に上回ることのないよう、東京都の他の施設の活用などにより、建物に要する公費を削減することが求められる。

意 見(3-3) ビルクリーニング管理科の移設等について(本文 199 頁)

飯田橋技術専門校有明分校及び品川技術専門校で設置されているビルクリーニング管理科(期間 6 ヶ月)は、入校者数が定員数に大幅に満たないにもかかわらず、 地理的に比較的近接している両校に、重複して設けられている。

同科目は、近年の雇用情勢の回復とともに入校者数が減少しているものと推測されるが、修了者のほぼ全員がビル清掃関係の会社に就職しており、就職率自体は良好であるため、就職に結びつきやすい科目であることの周知などにより、入校者数の増加を図る余地はあると考えられる。

しかしながら、飯田橋技術専門校有明分校の建物賃借料に係る東京都の財政負担が他校に比較して多額であり、一方で、同科目の両校を合わせた入校者数が、平成18年4月入校においては18名と、1校の定員である30名を大幅に下回っている状況に照らせば、他地域の都立技術専門校に移設することも視野に入れて検討する必要がある。

意 見(3-4)民間の専門学校等でも行われている訓練科目の見直しについて(本文 201頁)

都立技術専門校の訓練科目のうち、例えば向上訓練(キャリアアップ講座)の情報関係、経理・経営・事務関係は、広く民間の専門学校等でも行われている。

離転職者等に対する職業訓練は、必要に応じ他の適切な施設に委託することが可能であるが、在職者に対する向上訓練は、委託ができないものとされている。

しかし、向上訓練の講師は金額比で9割以上、関与の実態で約7割が民間人であり、民間で行われている講座とは全く同じ内容でないとしても、すべての講座を東京都が行い続けることには合理性が見出しにくくなっている。

離転職者等に対する職業訓練に市場化テストが導入されたところでもあり、向上 訓練の訓練科目のうち、広く民間で行われているものについては、東京都の事業と して講座を設ける必要性をより吟味し、見直しを行うべきである。

意 見(3-5)都立技術専門校の不合格者に対するフォローについて(本文 202 頁)

都立技術専門校の選考試験の平成 17 年度の合格率は 49.0%であり、選考試験不合格者(欠席を含む。)は、年間延べ 5,591 人である。

これら選考試験不合格者に対しては、都立技術専門校の追加募集の案内等にとどまっているが、今後は、不合格者に対して、能力開発や就業に結びつける機会を付与するため、例えば、しごとセンター事業の紹介や離職者等再就職委託訓練等の案内などを行うことが望ましい。

意 見(3-6) 東京都、財団法人東京しごと財団及び区市町村との一層の連携 によるシルバー人材センター事業の効果的かつ適切な管理につい て(本文 206 頁)

東京都は、シルバー人材センター(以下「センター」という。)に対する補助金の適正な管理を図ることを目的として、「東京都シルバー人材センター事業補助金事務処理要領」(平成17年4月1日)を定め、センターには複数の補助金等が交付されていることから、年度末に必要な補助簿を作成するなど決算上明確に区分して管理すること、各区市町村は、センターから補助事業の終了の報告を受けた際に、確認のうえ東京都に報告することを求めている。

平成17年度において、東京都が20箇所のセンターの現地調査を行った結果として、最新の補助要綱を備えていないセンターが14箇所、補助簿を備えていないセンターが14箇所、区市町村監査が行われていないセンターが3箇所、5年に1回が3箇所、3年に1回が4箇所、不定期が4箇所となっている。

一方で、財団法人東京しごと財団(以下「財団」という。)は、平成17年度において、22,370千円を、各センターの普及啓発、会計指導及び法律相談などの経費として支出しており、同年度に財団が行った会計指導については、専門家(公認会計士)に委嘱し、日常的な会計相談のほか、57センターに対する巡回指導等を行った結果、財務会計面で改善すべき点も見受けられた。

複数の補助金を受けるセンターの財務・管理が確実かつ効率的に行われることを 担保するためには、要綱と補助簿の備置は必須であり、また、定期的な監査や会計 指導を行うことが効果的であることから、各区市町村のセンター指導監督責任部署 と、東京都及び財団とが連携をより密にして、財務会計の指導業務の一層の充実を 図る必要がある。

指 摘(3-2) 東京都職業能力開発協会に対する補助金の交付要綱及び補助方 式の見直しについて(本文 213 頁)

「東京都職業能力開発協会費補助金交付要綱」(以下「要綱」という。)によれば、東京都職業能力開発協会(以下「協会」という。)に対する補助金の限度額は、管理費及び各事業費別に定められており、事業目的の異なる補助金の通算、流用に関する規定は、要綱には特に定められていないが、実際の補助金の精算は、事業費については、すべての事業費を通算した金額で行われており、要綱に従った場合に比べて、平成16年度では9,400千円、平成17年度では648千円、補助金が多く支出されている。

産業労働局は、技能振興事業は、公益性が高いことのほか、精算時に残額の生じる可能性の高い技能検定試験実施事業のインセンティブ効果等を考慮すると、現在の方式による方が、東京都の負担が少なくなる要素が強いため、要綱の適用からは乖離するものの、経費の実額を精算する方式を継続してきた旨を説明するが、そうであれば、要綱を改訂するべきである。

事業の公益性に関する産業労働局の説明は、一概に否定できるものではなく、また、現実に協会の財政状態に余力がないことも認められるが、要綱と乖離した補助金の精算を行うことは、補助金の目的に添った執行と透明性の観点からは問題があり、今後については、補助金の執行と要綱の定めの乖離を解消するため、要綱及び補助方式の見直しを行うことが求められる。

意 見 (3-7) 情報開示に関する指導について (本文 214 頁)

東京都職業能力開発協会(以下「協会」という。)は、職業能力開発促進法第79条に基づいて設立された特殊法人であり、東京都の地区内において職業能力の開発及び向上の促進に関し必要な業務を行うことにより、東京地区における職業能力開発促進法第5条第1項に規定する職業能力の開発の促進を図ることを目的とした団体で、東京都から補助金を受けると同時に、東京都のOBを役職員に受け入れている。

国が所管する特別の法律により設立される民間法人については、「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」(平成14年4月26日)(以下「基準」という。)が閣議決定されており、法人の公共的性格に鑑み、その透明性を確保するとの考えから、法人の業務及び財務等に関する情報の開示は、法人が資料を事務所に5年間備えて一般の閲覧に供すると同時にインターネットで公表することを求めており、所管の府省についても同様のことを求めている。

また、その役員に就いている退職した公務員の状況を公表するとともに、その子会社又は一定規模以上の委託先の役員に就いている退職した公務員及び当該法人の退職者の状況を把握し、公表するように努めることを求めている。

協会のホームページには、財務に関する情報は、一切記載されていないほか、役員に関する情報も開示されていない。

基準は、協会に直接及ぶものではないが、国からの補助金に加えて東京都からも補助金が支出され、常勤役員に東京都のOBが就任している法人であり、その公共性に鑑みてその透明性を確保する必要があることについては、全く異なるところがないため、東京都としても財務情報などの開示を推進することが望ましい。

意 見(3-8)身元保証制度の周知方法の改善について(本文216頁)

産業労働局は、若年者の就業対策の一環として、就職しようとする遺児等(父母若しくは父母の一方が死亡又はその所在が不明の児童)について、都知事が雇用主と身元保証契約を締結することにより、その者の身元を保証する制度を設けているが、平成8年度以降利用実績が無いのが実情である。

当該制度については、産業労働局が運営するホームページ「TOKYO はたらくネット」に掲載されてはいるものの、児童福祉施設との連携などの工夫が十分に行われていないことから、制度の周知方法について改善する必要がある。

意 見(3-9) 育児・介護休業者融資制度のより効果的な広報について(本文 218頁)

産業労働局は、中央労働金庫等との協調融資により、都内に在住又は在勤する中 小企業従業員に対して、育児・介護休業取得中の生活資金を融資する育児・介護休 業者融資制度を設けているが、育児休業取得者の利用は平成17年度において4人、 介護休業取得者の利用は過去5年間1件もなく、利用が極めて少ない。

平成17年度には、当該融資を広く周知するため、パンフレットを29,000部作成し、区市町村や東京都信用組合協会等の従来の配布先に加え、都立病院・保健所等へも配布して広報活動を拡大したが、実績増にはいたっていない。

制度の利用に当たっては、金融機関の所定の審査を経る必要があるため、希望しても必ずしも融資を受けられないなど融資制度特有の事情が存在することも事実である。東京都として利用の拡大を促進するのは難しい面もあるが、極端に利用者が少ないということは、中小企業に育児・介護休業の制度そのものが浸透していないことも考えられるため、育児・介護休業制度の普及と合わせて、より効果的な広報を実施することが望ましい。

意 見(3-10)シルバー人材センター運用資金貸付金の預託金の減額について(本文219頁)

産業労働局は、シルバー人材センターの事業運営に必要な資金を、金融機関(中央労働金庫)を通じて融資することにより、その事業の円滑な推進を図るため、平成 16 年度より、中央労働金庫に 1 億円預託しているが、平成 16 年度及び平成 17 年度とも貸付の実績がない。

産業労働局は、貸付金の利用がない主な理由としては、シルバー人材センターの 資金繰りは、財政運用資金等の取り崩し流用等で賄える場合が多いこと、有利子で あること、保証人を立てることができないこと、区市町村から借入れができること 等が考えられるとしており、シルバー人材センター運用資金貸付金の預託金の減額 を検討する必要がある。

意 見(3-11)心身障害者職能開発センターで行う職業訓練について(本文 221頁)

心身障害者職能開発センターは、随時入所・随時終了で重度の身体障害者及び軽 中度の知的障害者を対象に職業訓練を実施しているが、全盲の者を対象としたビジネス応対科の利用がない。

ビジネス応対科では、電話交換手として就職することを想定した訓練を実施してきたが、無人の電話交換機が普及し、有人の電話交換の需要が限られてきたことから、就業の機会が減少している。このため、時代のニーズに対応してパソコン操作を取り入れた幅広い職種を念頭に置いた訓練への変更をしてきたものの、依然就職は厳しく、訓練希望者がない。

例えば、国、他の地方公共団体、諸外国などにおける全盲の者の就業や職業訓練の成功例の積極的な情報収集を行うなどして、就業機会及び需要のある訓練内容を考案し、実施することが望ましい。

意 見(3-12)東京都労働資料センター事業の見直しについて(本文 223 頁) 産業労働局は、中野区弥生町の旧中野技術専門校校舎の1階(面積 749.16 ㎡) に、東京都労働資料センターを設置して、資料、図書、逐次刊行物を閲覧に供し、 また、資料等の貸し出しを行っている。

同事業の平成17年度における管理運営経費に人件費を加えた歳出額は34,360千円であるが、年間の利用者数は、1,504人と少なく、歳出額を利用者数で除した金額は約23千円となっている。

また、資料収集方針が明確でなく、直近の資料が少ないなど、都民ニーズに適合した事業運営となっていない。

このため、同資料センターについては、他の雇用就業関係機関との連携を含め、 行政コスト・都民ニーズなど様々な観点から、事業のあり方を抜本的に見直す必要 がある。

意 見(3-13) パートアドバイザー制度の業務実施方法の改善について(本 文225頁)

産業労働局は、労働相談情報センター及び同各事務所に、パートアドバイザーを配置し、中小企業等を巡回してパートタイム労働に関する理解を深めるための助言及び普及・啓発を行い、パートタイム労働者の処遇及び労働条件等の改善を図っており、平成17年度における当該事業の事業費は19,128千円であり、職員OB等7名が非常勤で年間2,816件の訪問をしている。

巡回訪問の中で、種々のパートタイム労働の問題点を把握しているが、その後の対応については、雇用保険等未加入と推測される事業所へのフォローとして、各所主催のパートタイム労働に関するセミナーへの参加を呼びかけているが、個別事業所の再訪問等をしていない例があるなど不十分であるため、事業の実施方法にマニュアルを設けるなどにより改善する必要がある。

なお、パートアドバイザー巡回普及啓発及び説明等実施日報を訪問先別に作成しているが、同日報における様式の「その他」の欄に、パートタイム労働者の労働内容と勤務時間が記されているだけで、普及啓発内容の詳細の記載がないものもある。

普及啓発内容を行政施策に反映させるためにも、記述に精粗がないように実施日報を作成する必要がある。

意 見(3-14)東京都しごとセンターに指定管理者制度を導入することの、目的と効果を明確にした上での再検討について(本文 229 頁)

東京都しごとセンター(以下「センター」という。)の管理運営は、平成17年度まで財団法人東京しごと財団(以下「財団」という。)が、東京都より委託されていたが、センターが一般の利用に供する講堂及びセミナー室を有しているため「公の施設」として、平成18年度より管理運営に指定管理者制度が導入され、雇用就業の促進に関する実績等を理由に、財団が特命で指定管理者に選定されている。

産業労働局は、事業に関する業務は、センターの施設・設備及び物品の維持管理に関する業務と一体となって、行政サービス目的を遂行するものであり、現状では就業支援業務は財団を特命で選定する強力な理由があるため、必然的に財団を指定管理者として選定することになると説明している。

センターの業務が、建物施設と一体として行われているとしても、センターの業 務の主体は、就業支援という人的側面にある。

規模も小さく、行政目的で使用される側面のある講堂・セミナー室の存在をもって、センターに指定管理者制度を導入することは、目的と効果を明確にした上での 再検討を行う余地があると考えられる。 財団法人東京しごと財団の経営管理について

意 見(4-1) ハローワークと年齢別に分担している高年齢者向けサービスコーナーの統合について(本文 247 頁)

東京都しごとセンター(以下「センター」という。)1 階の高年齢者向けサービスコーナーは、国が運営するハローワーク飯田橋高年齢者職業相談室と、財団法人東京しごと財団(以下「財団」という。)が年齢別に独立したコーナーを有して、同様のサービスを提供している。

同じフロアーで、国と東京都とが別々にコーナーを設け、対象者の年齢を区分して就職支援業務を分担することに、事業の効率性や利用者の利便性の観点から明確な合理性を認めることは難しく、また、平日のセンターの利用時間は9時から20時であるのに対し、ハローワークの利用時間は9時から18時30分と異なっており、必ずしも利用者の側に立っているとは言いがたい。

財団には、利用者に質の高いサービスが継続的に提供できるような配慮が必要であり、そのうえで、場合によっては、定数及び業務分担について国の機関との協議を含めて、窓口一本化による利用者の利便性の向上を図っていく必要がある。

意 見(4-2)類似する事業全体での指名競争入札による入札の実効性確保について(本文 253 頁)

財団法人東京しごと財団(以下「財団」という。)が、民間事業者に再委託して行う事業のうち、国からの委託事業である3つの事業は、東京都からの委託事業である類似の事業の受託者であることと、国からの委託手続きの依頼が、東京都から受けた受託事業の入札時期よりも遅かったため、入札にかけられなかったことを理由として、同一の事業者に特命随意契約により委託されており、平成17年度における委託金額合計は23.710千円である。

財団は、類似の事業を同じ事業者に委託することにより、事業を効率的・効果的に実施できると考えられるため、同一の事業者を選定することには合理性があるとしている。

しかし、財団が1つの事業について指名競争入札により委託業者を選定した結果、 当然に他の類似の事業についても、特命により事業者を選定することになると、当 初の指名競争入札の価格を低く抑えることにより、後日、受託者にとって有利な特 命随意契約を獲得できることとなるおそれがある。

委託業者の選定に当たっては、その時点で実施が予定されている類似した複数の 事業について、事業全体で指名競争入札等を行うことにより、入札制度の実効性を 保つことを検討する必要がある。

意 見(4-3)より精緻な中高年者雇用就業支援事業委託費の算定について(本 文 253 頁)

財団法人東京しごと財団(以下「財団」という。)は、東京都しごとセンターにおいて、中高年者の雇用就業支援事業を民間事業者 2 社に業務委託を行っており、平成 17 年度における委託費は、それぞれ 186,448 千円と 185,850 千円である。

当該事業の委託額を算定するために民間事業者から提出されている見積書は、人件費、システム関係費などの項目ごとの金額が記載されているだけであり、財団は、その金額が委託契約に示された業務を遂行するために必要な経費を、実績により積み上げたものであるか否かの確認を行っていない。今後、業務内容ごとに金額を積み上げることによって作成された見積を入手し、見積額の妥当性について確認する必要がある。

また、当委託事業費の大半は人件費であるため、勤務予定表や日報・月報による カウンセリングの実績の確認結果などを活用して、今後の見積書における経費の積 上げの適切さを判断する際の参考とするなど、委託契約の見積額の算定にあたって は、きめ細かな検討が必要である。

さらに、人件費以外の事務用品費等の諸経費についても、契約をより経済的に行うことに資するため、委託先2社の見積を比較分析する必要がある。

意 見(4-4) 平成 18 年度における予定価格の算定方法について(本文 255 頁) 財団法人東京しごと財団の昇降機保守業務委託契約の予定価格は、平成 17 年度 が 7,597 千円であるのに対して、平成 18 年度は 2,700 千円であり、平成 17 年度と 同一の事業者が 2,696 千円の委託金額(落札率 99.9%)で落札している。

業務の仕様に大きな変更がないにもかかわらず、予定価格が 7,597 千円から 2,700 千円に大幅に減額されたのは、平成 17 年度の実績額が大きく影響している と考えられるが、平成 17 年度の落札額は、応札した他の事業者の入札額に比較しても相当程度低い水準にある。

予定価格は、積み上げで算定するのが基本であり、このような場合に、実績値だけを参考にして決定するのは、実質的に応札事業者が限定され、競争原理を阻害する可能性があり、改善が必要である。

意 見(4-5)予定価格の算定基礎資料の保存について(本文255頁)

財団法人東京しごと財団の昇降機保守業務委託の予定価格については、積算明細は存在しているものの、その根拠となる、事業者から徴収した参考見積や、財務局建築保全部との技術的相談にかかるやりとりを記した資料が一部保存されていないが、予定価格積算の基礎資料は、適切に保存しておく必要がある。

意 見 (4-6) 一般会計におけるシルバー人材センター連合事業の明瞭化について $(本文 258 \ \cite{1.00})$

財団法人東京しごと財団(以下「財団」という。)の決算書上では、シルバー人材センター連合事業における国と東京都の費用負担の状況、東京都の補助金の使途等がわかりにくく、また一方で、シルバー人材センター連合事業の大きな金額に埋もれて、他の補助金事業及び自主事業の概要も、把握・分析が困難な状況となっている。

財団の一般会計は、シルバー人材センター連合事業に係る収支については、国の 負担と、東京都の負担が明らかになるよう、一般会計における表示を明瞭にすると 同時に、他の事業の収支の状況もより明瞭に表示する必要がある。

指 摘(4-1)退職給与引当金について(本文260頁)

財団法人東京しごと財団の退職給与引当金は、平成 17 年度において、不足額に対し、40 百万円の積立をしており、その上で、平成 17 年度末時点で 148 百万円であるが、職員がその時点で退職したときに必要な要支給額 244 百万円に対して、96 百万円不足している。

退職給与引当金は、要支給額等の妥当な額を引き当てる必要がある。

平成17年度では、退職給与引当預金支出のうち、引当不足分として、一般会計、受託会計それぞれで20百万円を負担しており、いかなる事実に基づいて積算されたのかについて詳しく調べたところ、不足分の臨時的な積立であるため、要綱等に基づくものではなかったとの説明を受けた。

平成 18 年度以降、退職給付引当資産は、予算の許す範囲で引当金額に近づけるように積立てていくことになるが、退職給付引当資産の繰入額(支出)は、所属する人員ごとの充当額等を積み上げるなど、基礎となる事実をもって各会計に負担させていくべきである。

意 見(4-7)財団法人東京しごと財団の決算書に計上されている著作権について $(本文 262 \ \mbox{\bf g})$

財団法人東京しごと財団 (以下「財団」という。)の、平成17年度の決算書には、7件、21,373千円の著作権が計上されているが、これらの著作権は、平成13年度までビデオ等により一部が販売されていたものの、平成14年度以降は、著作権に基づく収入は全く計上されておらず、映画、スライドの内容や、スライドを映写する設備が減少してきていることなどに照らしても、今後これらの著作権に基づく収入を見込むことは困難な状況である。

平成18年4月1日以降開始する事業年度から、できるだけ速やかに実施するものとされている改正後の公益法人会計基準においては、固定資産の減損会計が導入されており、財団の著作権については、使用価値等を考慮した適切な資産価格で貸借対照表に計上する必要がある。